事例No.	280
公表年度	H28
団体の属性	指定都市
団体名	京都府京都市

事例区分	公営企業

タグ	・交通事業 ・（行政改革）業務の効率化 ・新たな政策手法の確立・活用

事例種類	民間活用

事例内容・タイトル

「京都市営バスにおける「管理の受委託」の実施」

出典

地方公営企業の抜本的な改革等に係る先進・優良事例集

交通：事例8

○ 事例名等

事例名	京都市営バスにおける「管理の受委託」の実施
団体名	京都市
事業名（事業区分）	交通事業（バス事業）

○団体及び事業の概要

行政区域内人口（人）	1,419,549	行政区域内面積（㎢）	827.8
事業開始年月日	昭和3年5月10日	営業路線（km）	314.2
年間走行距離（km）	31,223,000.0	年間輸送人員（人）	129,175,000
在籍車両数（両・台）	804	職員数（人）	725

※表中の計数はH28年３月末時点

1．取組の背景、検討を開始した契機・導入過程

（1）取組の背景、検討を開始した契機・導入過程
「管理の受委託」を導入した当時、京都市バス事業は、乗客数の減少や多額の人件費負担等により財政状況が悪化していた。
そんな中、経営健全化の取組のひとつとして、特に経営状況が悪い市南西部を管内とする横大路営業所の経営改善に向け、公営で初めて「管理の受委託」を導入した。

（乗合バス事業の管理の受委託）
道路運送法第35条に基づき、運転業務、運行管理業務及び整備管理業務について一体的に他バス事業者に委託を行うもの。運行責任、車両及び収入は委託者に帰属し、受託者には、委託に要する経費を支払う。

2．取組の具体的内容とねらい、効果

（1）取組の具体的内容とねらい
「管理の受委託」とは、京都市が路線、運賃等の決定に責任を負いつつ、その運営を民間バス事業者に委託することにより低コストでの運営を可能とするもので、市民の足を守りながら事業の効率化を図る有力な手法である。
京都市では、平成12年3月に横大路営業所で初めて「管理の受委託」を導入した後、順次、規模を拡大してきた。その結果、平成19年3月には、当時の国基準の上限であった全車両の2分の1まで拡大し、現在も2分の1の委託規模を維持している。

（2）効果
「管理の受委託」による経営健全化に取り組んだ結果、平成15年度以降、市バス事業の黒字を継続し、平成26年度決算において、累積資金不足を解消し、一般会計の任意補助金に頼らない自立した経営を実現することができた。

3．他の自治体の参考となる点、今後の課題等

（1）他の自治体の参考となると考えられる点
単に委託するだけでなく、京都市職員についても、人件費の削減はもとより、事故防止や接遇向上などに委託先と切磋琢磨して取り組むことで、京都市バス全体としてのレベルアップが図れたものと考えている。

（2）今後の課題等
現行の2分の1を委託する体制がコスト面・運営面ともにバランスが取れており、当面これを維持していく。

○問合せ先

担当課	京都市交通局自動車部営業課		
TEL	075-863-5116	MAIL	tezhg6162@city.kyoto.lg.jp